

# 下関市立大学試験及び成績の評価に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 1 号

**改正** 平成 27 年 1 月 27 日規程第 2 号  
平成 28 年 1 月 22 日規程第 1 号  
平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号  
令和 3 年 3 月 31 日規程第 46 号  
令和 5 年 2 月 27 日規程第 5 号  
令和 6 年 2 月 28 日規程第 12 号  
令和 7 年 2 月 26 日規程第 7 号  
令和 7 年 12 月 23 日規程第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する試験及び成績の評価に関して必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第 2 条 学則第 28 条第 1 項に規定する試験（以下「試験」という。）は、筆記、口述、論文（レポート）提出、実技、実習等の方法により行う。ただし、平素の授業における成績等をもって、試験とすることができる。

(定期試験)

第 3 条 春学期末及び秋学期末の本学が定める期間に定期試験を実施する。

(定期試験の受験)

第 4 条 定期試験を受験できる者は、当該学期において履修登録済みであり、かつ、原則としてその授業科目の授業時間数の 3 分の 2 以上に出席した者とする。

(定期試験の実施)

第 5 条 学務部教務課（以下「教務課」という。）は、定期試験を実施する日程、時限及び教室を、当該学期の定期試験開始日の 7 日前までに学生に周知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認める学生を同項の規定により周知された教室とは別の教室で受験させることができるものとする。

(厳守事項)

第 6 条 定期試験を受験する学生は、学長が別に定める事項を厳守しなければならない。

(不正行為)

第 7 条 定期試験において不正行為を行った学生への処分は、学則第 44 条の規定により行われる。

(追試験)

第 8 条 定期試験に欠席した学生で、当該欠席に次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められたものには、追試験を行う。

- (1) 天災その他の非常災害に遭遇したこと。
- (2) 公共交通機関の突発事故及び遅延により試験の開始に間に合わないこと。
- (3) 負傷し、又は病気になったこと。
- (4) 三親等以内の親族が死亡したこと。この場合において、追試験の対象となる授業科目の試験は、当該親族が死亡した日に実施された試験及び死亡した日の翌日から起算して次に掲げる日数までの期間に実施された試験とする。

ア 配偶者又は一親等の親族 7日

イ 二親等の親族 5日

ウ 三親等の親族 2日

- (5) 就職試験を受験すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に認める事由があること。

(追試験受験願)

第9条 追試験を受験しようとする学生は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続きを行わなければならない。

(1) 前条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 当該科目の定期試験が終了するまでに電話連絡等（代理人からの連絡を含む。）を本学に行い、当該科目の定期試験終了後7日以内に追試験願等（受験できないことを証明する書類が添付された、別記様式に定める追試験願をいう。以下同じ。）を提出すること。ただし、学長がやむを得ないと認めるときは、定められた日時よりも後にこれらの行為を行うことができるものとする。

(2) 前条第5号に該当する場合 当該科目の定期試験が終了するまでに追試験願等を提出すること。

(3) 前条第6号に該当する場合 定期試験開始日の7日前までに追試験願等を提出すること。

(追試験の実施)

第10条 前条に規定する手続きに応じて、学長が追試験の実施を認めたときは、日程を調整し、速やかに追試験を実施する。

(再試験)

第11条 定期試験を受験して不合格になった者に対する試験は、別に指定した科目に限り、これを行う。

- 2 失格の科目に対する再試験は、実施しない。
- 3 再試験の成績評価は、最高点を60点とし、可又は不可のいずれかとする。
- 4 看護学部の学生については、同一年度内に再試験を受験できる科目の単位数は、合計8単位以内とする。
- 5 再試験について必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第12条 学則第28条第2項に規定する秀、優、良、可及び不可の評価は、次の基準によって行う。

- (1) 秀 90点から100点まで
- (2) 優 80点から89点まで
- (3) 良 70点から79点まで
- (4) 可 60点から69点まで
- (5) 不可 59点以下

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 出席日数が不足する場合
- (2) 定期試験を受けなかった場合
- (3) 定期試験において不正行為を行った場合

3 前項第3号に該当したときは、不正行為を行った定期試験の科目のほか、当該学期に履修登録をしているすべての科目（単位互換制度等によって当該学期に単位を認定される科目を含む。）を失格とする。

(その他)

第13条 試験及び成績の評価について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月27日規程第2号）

この規程は、平成27年1月27日から施行する。

附 則（平成28年1月22日規程第1号）

この規程は、平成28年1月22日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第46号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第12号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規程第7号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日規程第27号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

